

避難者住宅確保・移転サポート事業について

1 本事業の目的

避難指示が解除された区域等からの避難者世帯のうち、応急仮設住宅の供与期間終了後の新たな住宅確保の目途が立っていない世帯が、新たな住宅等に円滑に移行ができるよう支援を行い、生活再建を後押しします。

2 本事業の内容

- (1) 電話相談対応
- (2) 訪問相談対応
- (3) 不動産事業者への空き物件の照会、物件情報の提供
- (4) 不動産事業者への同行等による物件探しの支援
- (5) 不動産事業者等との契約手続に関する支援
- (6) 運送事業者との契約手続に関する支援(転居が必要な場合)

3 本事業の対象者

- (1) 平成 31 年3月末で応急仮設住宅の供与が終了する世帯
- (2) 平成 30 年3月末までに応急仮設住宅の供与が終了した世帯
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、新たな住宅確保に向けた支援が必要な世帯

4 本事業の活用実績

(平成 28 年度)※1月～3月

のべ 210 回訪問を実施した結果 50 世帯が住宅を確保

(平成 29 年度)

のべ 189 回訪問を実施した結果 28 世帯が住宅を確保

5 当事業の県外展開について

県外避難者についても、高齢独居、低所得等で住まいを探すことの難しい世帯が一定数あることが想定されることから、平成 30 年度においては、避難者の多い都県(茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県)について県内と同様の事業を構築し、新たな住宅を確保できるよう支援しています。

○ 委託団体については下記のとおり

茨城県:茨城県内への避難者・支援者ネットワークふうあいねっと

栃木県:一般社団法人栃木県社会福祉士会

埼玉県:公益社団法人埼玉県社会福祉士会

千葉県:特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ

東京都:公益社団法人東京社会福祉士会

神奈川県:中高年事業団やまて企業組合

新潟県:公益社団法人新潟県社会福祉士会

生活再建に向けて、様々なお手伝いをします！
このようなお悩みはありませんか？



安定した住まいの確保のため、支援を行います！

主な支援内容をご紹介します

住まい探し

- ・生活状況に応じた物件相談
- ・不動産事業者への付き添い

手続き支援

- ・賃貸住宅契約時の必要書類作成のお手伝い
- ・転居時の必要書類作成のお手伝い

身元保証※(有料)

- ・保証人が確保できない場合であっても、身元保証サービスを利用した物件をご紹介できることがあります ※市民協福島の独自事業



特定非営利活動法人 ^{しみんきょうふくしま} 市民協福島
〒960-2262 福島市在庭坂字南林 60 - 2

☎024-572-4266

【受付時間】月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

市民協福島は、福島県から「避難者住宅確保・移転サポート事業」の委託を受け、避難されている方の住宅確保に向けた支援を行っています。

安心して
ご相談ください！

